

## 〇〇．女性も働きやすい現場環境の整備を促進する工事の 試行に関する特記仕様書（案）

1. 本工事は女性も働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、工事監督員と協議し、設計変更においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。
2. 現場環境整備（快適トイレ）の仕様について
  - ・次の(1)の各項目を満たすこと。
  - なお、(2)及び(3)については、装備していればより快適となるので設置について検討すること。
  - (1) 快適トイレに求める標準仕様
    - 1) 洋式便座
    - 2) 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む）
    - 3) 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
    - 4) 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
    - 5) 照明設備（電源がなくても良いもの）
    - 6) 衣類掛け等のフック付、又は荷物置き場機能
  - (2) 快適トイレとして活用するために備える付属品、
    - 1) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
    - 2) 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)
    - 3) サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
    - 4) 鏡付きの洗面台
    - 5) 便座除菌シート等の衛生用品
  - (3) 推奨する仕様、付属品
    - 1) 室内寸法900×900mm以上（半畳程度以上）
    - 2) 擬音装置
    - 3) フィッティングボード
    - 4) フラッパー機能の多重化
    - 5) 窓などの室内温度の調整が可能な設備
    - 6) 小物置き場等（トイレトーパー予備置き場）
3. 「快適トイレ」の設置にあたっては、以下に留意する。
  - (1) 男女別で各1基ずつ設置することを原則とする。  
(女性が現場にいない場合は、この限りではない。)
  - (2) 具体的な実施内容や設置時期については、施工計画書を提出するときに工事監督員と協議うえ決定すること。
  - (3) 設置に要する費用については、45,000円／基・月を上限に「積算上の差額<sup>※1</sup>」を共通仮設費(営繕費積上分)に設計変更にて計上する。  
(※1「積算上の差額」：実際にかかる費用から10,000円／基・月(従来品)を除いた額)
  - (4) 運搬・設置撤去費用、汚物処理費、水道・電力料金は共通仮設費の率に含まれるものとする。